

市第77号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第9号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、入居者の資格に関する規定の整備を図るため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市営住宅条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（入居者の資格）

第 7 条 （第 1 項省略）

- 2 前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに規定する条件を具備する次に掲げる者（心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身生活困難者」という。）を除く。）は、同項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

（第 1 号から第 8 号まで省略）

- (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者 又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者 で次のいずれかに該当するもの

- ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定

により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの  
(第3項から第5項まで省略)